

議案第2号

平成23年度君津広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度君津広域水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間総給水量 45,778,390 m³
- (2) 1日平均給水量 125,077 m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	用水供給事業収益		6,245,419 千円
第1項	営業収益		6,224,059 千円
第2項	営業外収益		21,360 千円
		支	出
第1款	用水供給事業費用		5,396,684 千円
第1項	営業費用		4,794,418 千円
第2項	営業外費用		581,965 千円
第3項	特別損失		11,301 千円
第4項	予備費		9,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,749,283千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 38,893千円及び過年度分損益勘定留保資金 2,710,390千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		578,399 千円
第1項	企業債		410,000 千円
第2項	出資金		167,840 千円
第3項	固定資産売却代金		559 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	3,327,682 千円
第1項	建 設 改 良 費	413,472 千円
第2項	拡 張 工 事 費	591,099 千円
第3項	企 業 債 償 還 金	2,323,111 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
北部袖ヶ浦～金田配水場線φ600mm第4号送水本管布設に係る経費	平成24年度まで	45,000千円
事務用機器等借上経費	平成24年度から 平成27年度まで	6,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良事業	千円 60,000	普通貸借又は証券発行	年利4.5%以内	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
第1次拡張事業	千円 350,000			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 614,279 千円
- (2) 交 際 費 200 千円

(他会計からの補助金)

第9条 企業債利息の支払資金及び児童手当及び子ども手当に充てるため構成団体の一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

構成団体名	金額
千葉県	4,192 千円
木更津市	4,592 千円
君津市	2,269 千円
富津市	1,617 千円
袖ヶ浦市	2,320 千円
合計	14,990 千円

平成23年2月8日提出

君津広域水道企業団企業長 水越勇雄